日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

## 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国(以下「両締約国」という。)は、

二千十九年十月七日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(以下「協定」

という。)に定める農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するために協議し、

協定第八条の規定に従い行動して、

次のとおり協定した。

## 第一条

協定附属書Ⅰ第B節第四款9份を次のように改める。

- (b) 日本国は、 次の全ての条件が満たされる場合にのみ、 (a)の規定に基づく農産品セーフガード措置を
- とることができる。
- (i) 各年におけるアメリカ合衆国からの国に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動

水準を超えること。

- (A) 一年目については、<br/>
  (k)に定める発動水準
- (B) 二年目については、二十四万二千メートル・トン
- (C) 三年目 から九年目までの各年については、 当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル

トン引き上げたもの

- (D) 十年目から十四年目までの各年については、 当該年の前年の発動水準を二千四百二十メート
- 田 十五年目及びその後の各年については、 ル・トン引き上げたもの
- (E) ン引き上げたもの 当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・ト
- (ii)八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な 四年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの国に規定する原産農産品及び二千十

協定 (以下「CPTPP」という。) の締約国 (原署名国に限る。) からのCPT Р P の規定に

従ってCPTPPにおける原産品とされる産品 (以下「CPTPP原産品」という。) であって日

本国 一の表の 「実施区分」 欄に 「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に分類されるものの各年におけ

る合計輸入数量が、次に定める発動水準 (以下「CPTPP発動水準」という。) を超えること。

- (A) 四年目については、六十三万七千二百メートル・トン
- (B) 五年目については、六十四万九千メートル・トン
- (C) 六年目については、六十六万八百メートル・トン
- ① 七年目については、六十七万二千六百メートル・トン
- ① 八年目については、六十八万四千四百メートル・トン
- (F) 九年目については、六十九万六千二百メートル・トン
- (G) + 年目 か ら十四年目までの各年については、 当該年の前年のCPTPP発動水準を五 千九百

メートル・トン引き上げたもの

(H) 十五年目及びその後の各年については、 当該年の前年のCPTPP発動水準を一万千八百メー

トル・トン引き上げたもの

(iii) 四年目から九年目までの各年については、 当該年におけるアメリカ合衆国からの(3に規定する原

産農産品の合計輸入数量が、 当該年の前年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸

入数量を超えること。

第二条

協定附属書Ⅰ第B節第四款 9 (e) 中 「合計輸入数量が心に定める発動水準を」を「心に定める条件が」に、

第三条

「超える」を「満たされる」に改める。

(f) (i)

この9の規定の適用上、

協定附属書Ⅰ第B節第四款9⑴及び⑴を次のように改める。

件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、しに定める条

(ii) として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの国に規定する原産農産品の合計輸入数量並びにア この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置

メリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPP の締約国 (原署名国に限る。 ) からのCP T P

P 原産品であって日本国の表 0 「実施区分」 欄に 「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に分類され

るものの合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (B) 十年目 カ ら十四年目までについては、 四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

## 第四条

協定附属書Ⅰ第B節第四款9gを次のように改める。

- (g) (i) 日本国 は、 6の規定にかかわらず、 十年 目から十四年目までの各年について、 四半 期におい . て 次
- メリカ合衆国 の (A) 及び (B) の条件が満たされる場合には、 か 5 0 日 本国 0 表  $\mathcal{O}$ 「実施区分」 四半 期のセーフガード措置として、 欄に 「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当す 3 規定に従 ア
- る原産農産 묘 に 対する関税率 を九十日 の期間引き上げることができる。
- (A)  $\mathcal{O}$ 発 兀 動 半 期に、 水準  $\mathcal{O}$ お 四分の けるアメリカ合衆国 0) ŧ Oの百十七パ か らの当該 ーセントを超えること。 原産農産品の合計 輸 入数量が、 (b) (i) (D) に定め る各年
- (B) アメリ カ合衆国 からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国 (原署名国に限る。) からのC
- 分類されるものの同 Р Т Р Р 原産品であって日本国の表の 一の四半期における合計輸入数量が、 「実施区分」 欄に 「SG1\*」又は (b)ii(G)に定める各年のCPTPP 「SG1\*\*」を掲げる品 目に 発動

水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(ii) (i)に規定する九十日 の期間 は、 (i)に定める条件が満たされた公表期間 の終了後五執務日目の 日の

翌日までに開始する。

(iii) (i)に定める条件が満たされる場合には、 3 (に規定する関税率は、 次のとおりとする。

(A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、 二十パーセント

(B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(iv)日本国は、 (b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、(b)に定める条件が

満たされ、同時に、①に定める条件が満たされる場合には、①に定める九十日の期間 の終了の日又

は他に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措

置を維持することができる。

第五条

協定附属書Ⅰ第B節第四款9㎏中「㎏⑴」を「㎏⑴俬」に改める。

第六条

PTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品(以下「CPTPP原産品」という。)」 ナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)」を「CPTPP」に、 協定附属書I第B節第四款10回回B中「二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パート  $\bar{C}$ 

## 第七条

を「CPTPP原産品」に改める。

う。

日の後三十日で、 この議定書は、 又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失 両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十二年六月二日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

富田浩司

アメリカ合衆国のために

八